

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

選択料金メニュー表
専有部分用・季節別時間帯別電灯
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»

実施日 2018年3月1日

株式会社 NTT ファシリティーズ

選択料金メニュー表
専有部分用・季節別時間帯別電灯
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»

目 次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 対象地域	2
第4条 本料金メニュー表の変更等	2
第5条 単位および端数処理	2
第6条 料金メニュー等	2
第7条 提供条件	3
第8条 使用電力量の計量	3
第9条 日割計算	4
料金表	5
1 料金	5
1-1 適用	5
1-2 料金額	6
2 その他費用	7
2-1 工事費	7
2-2 付加サービス料	8
附則	9
別表	10
使用電力量の協定	10

第1条（適用）

この「選択料金メニュー表 専有部分用・季節別時間帯別電灯「東京電力パワーグリッド株式会社管内」」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、本約款第10条（料金メニューおよび料金）に定める標準料金メニューに代えて本料金メニュー表に定める料金メニューを適用した電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

本料金メニュー表で定める事項については、本約款に優先して適用されるものとし、本料金メニュー表で定めのない事項については本約款に定めるところによります。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての東京電力エナジーパートナー株式会社をいいます。
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
ピーク時間	毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。
オフピーク時間	毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。
夜間時間	ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。
夜間蓄熱式機器	主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。たとえば、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器などが該当します。
オフピーク蓄熱式電気温水器	ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器には該当しないものをいいます。たとえば、貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器などが該当します。
所要通電時間数	当該機器に通電が行われた時間数をいいます。
通電制御型夜間	次のイ.からニ.のすべてに該当し、またはこれらに準ずると当社が認めた夜間蓄

蓄熱式機器	<p>熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。</p> <p>イ. 給水温度を検知できること。</p> <p>ロ. イ.に定める給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。</p> <p>ハ. ロ.に定める熱量から所要通電時間数を算出できること。</p> <p>ニ. 毎日の夜間時間（第8条（使用電力量の計量）(1)ハ.(イ)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハ.の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。</p>
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

第6条（料金メニュー等）

(1) 本料金メニュー表に規定する料金メニューは、次のとおりといたします。

需要区分	料金メニュー	内 容
電灯需要	季節別時間帯別電灯（電化上手）	夜間蓄熱式機器等を使用されるお客さまが選択できる、電力量料金が季節別時間帯別に適用される選択制の料金メニュー。

(2) お客さまは、季節別時間帯別電灯（以下「本料金メニュー」といいます。）の適用を希望される場合は、当社所定の方式により申し出ていただきます。

(3) 本料金メニューは、その需要場所が、当社が指定する対象建物の専有部分となる場合に限り適用いたします。

第7条（提供条件）

(1) 対象となるお客さま

原則として、本料金メニュー表実施の際現に実施前の季節別時間帯別電灯料金適用規約に定める料金の適用を受けている場合で、次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

- イ. 標準料金メニューの従量電灯 B または C の「対象となるお客さま」に該当すること。
- ロ. 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）または通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。
- ハ. 夜間蓄熱式機器、オフピーク蓄熱式電気温水器または通電制御型夜間蓄熱式機器等の使用する機器の機能を証明することができること。

(2) 提供電気方式、提供電圧および周波数

提供電気方式、提供電圧および周波数は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

- イ. 契約容量は、原則として標準料金メニューの従量電灯 C に準じて定めます。
- ロ. 夜間蓄熱式機器を使用する場合は、上記イ.にかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として標準料金メニューの従量電灯 C の契約容量決定方法に準じて得られた値

(ロ) 負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

(6) その他

- イ. お客さまは、夜間蓄熱式機器、オフピーク蓄熱式電気温水器または通電制御型夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、それらの機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- ロ. 本料金メニュー適用の開始日から 1 年に満たない期間においては、標準料金メニューの従量電灯または選択料金メニューの低圧高負荷へ変更することはできません。
- ハ. 標準料金メニューの従量電灯または選択料金メニューの低圧高負荷を適用されていて、その適用開始日から 1 年に満たない場合は、本料金メニューへ適用を変更することはできません。

第 8 条（使用電力量の計量）

(1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に定める使用電力量の計量方法は、次のとおりといたします。

- イ. 使用電力量の計量は、原則として時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、電力量計により提供電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- ロ. 料金の算定期間の使用電力量は、イ.により計量された値を各時間帯ごとに合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）してえた値といたします。
- ハ. 夜間蓄熱式機器の計量等は、次のとおりといたします。

(イ) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式

機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または電力量計を用いて電気の提供を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。この場合であっても、通電終了時刻は、通電開始時刻から 8 時間後の時刻とし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ)の場合で、当社が電気の提供をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとみなします。

- (2) 当社は、検針による使用電力量を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は (4) の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに (1) に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま

第 9 条（日割計算）

- (1) 本約款第 15 条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。
 - イ. 基本料金を日割りする場合
 - 1 月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数
 - ロ. 電力量料金を日割りする場合
電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ. 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合
通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次により日割計算をいたします。
 $1 \text{ 月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$
 - ニ. 全電化住宅割引上限額を日割りする場合
 $\text{全電化住宅割引上限額} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$
 - ホ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合
再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) (1) の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。
- (3) (1) の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。
 - イ. 本料金メニューの適用を開始した場合
適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。
 - ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、1-2 (料金額) イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量に1-2 (料金額) ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) ピーク時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 (ハ) 電力量料金は、本表ハ.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費調整額の適用	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2 (料金額) ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 通電制御型夜間蓄熱式機器割引の適用	(イ) お客さまが通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(ロ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。 (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、その1月の総容量に1-2 (料金額) ニ.に定める通電制御型夜間蓄熱式機器割引額単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電力を使用しなかった場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は半額といたします。 なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
ホ. 全電化住宅割引の適用	(イ) 需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要(以下「全電化需要」といいます。)で、当社との協議が整った場合の料金は、本表イ.欄からハ.欄までの適用によって算定された金額から(ロ)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものといたします。 なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。 (ロ) 全電化住宅割引額 全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が1-2 (料金額) ホ.に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、その全電化住宅割引上限額といたします。 $\text{全電化住宅割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{パーセント}$ なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1月の使用電力量に1-2 (料金額) ロ.の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ハ. 最低月額料金の適用	本表イ.欄からホ.欄までの適用によって算定された額が、1-2（料金額）ハ.に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、その額に代えて最低月額料金を適用いたします。
ト. 基本割引の適用	基本割引として、本表イ.欄からホ.欄までの適用によって算定された額または最低月額料金に対して、対象建物ごとに建物代表者と電力提供サービスの基本契約を結ぶ際の承諾条件として当社が定めた割引率（本料金メニュー用として特に定めがない場合は、標準料金メニューの従量電灯Cに適用される割引率を準用いたします。）を乗じてえた額を割引いたします。 （通称：システム利用割引）
チ. 再エネ賦課金相当額の適用	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
リ. 口座振替割引の適用	口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額（消費税等相当額を含みます。）より55円割引いたします。
ヌ. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の料金の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降1年に満たないで利用契約を解約（本約款第31条（当社からの契約の解約等）（1）によるものを含みます。以下同じとします。）または本料金メニューの適用を廃止した場合には、標準料金メニューの従量電灯Cの場合に準じて料金を精算していただきます。

1-2（料金額）

区分	料金額
イ. 基本料金単価	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用している基本料金単価と同額
ロ. 電力量料金単価	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用しているそれぞれの区別に対応する電力量料金単価と同額
ハ. 燃料費調整単価	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額
ニ. 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額単価	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用している通電制御型夜間蓄熱式機器割引額単価と同額
ホ. 全電化住宅割引上限額	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用している全電化住宅割引上限額と同額
ヘ. 最低月額料金	電力会社等が公表している「季節別時間帯別電灯（電化上手）」相当の現に適用している最低月額料金の額と同額

2 (その他費用)

2-1 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客様の希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. 電流制限器等の取り付けおよび取り外し等	料金メニューの変更等にもない電流制限器等の取り付け、取り替えまたは取り外し等を行なう場合の標準工事費 1 件あたり 16,500 円 (税抜 15,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ニ. 適用開始等から 1 年に満たないで解約または廃止があった場合の工事費の精算	お客様が、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を廃止した場合には、標準料金メニューの従量電灯 C の場合に準じて工事費を精算していただきます。
ホ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客様の希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。

2-2（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だって紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

附 則

附則（2018年2月23日第002325号）

第1条(実施期日)

本料金メニュー表は、2018年3月1日から実施いたします。

第2条(既契約に関する経過措置)

- (1) 本料金メニュー表実施の際現に、改正前の電力提供サービス利用契約約款（以下「旧約款」といいます。）および季節別時間帯別電灯料金適用規約（以下「旧選択規約」といいます。）において季節別時間帯別電灯の料金（対象建物の所在地を供給区域とする管轄電力会社に対応したものとします。）を適用されている専有部分にかかるシステム利用契約は、本料金メニュー表実施の日において、本料金メニューを適用されている利用契約に移行したものとみなします。
- (2) (1)の場合において、移行前に契約電力を契約負荷設備により定めている場合は、お客さまの申出がない限り、本料金メニュー表の定めにかかわらず契約電力の算定方法については、なお従前のとおりとします。

第3条(料金等の支払い等に関する経過措置)

本料金メニュー表実施の前に旧約款および旧選択規約の規定により支払いまたは支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりといたします。

附則（2019年9月20日第003194号）

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附則（2019年12月18日第005046号）

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

別 表

(使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量 ÷ 前 3 月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の電力量計等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の電力量計等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けられた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けられた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ {100 パーセント + (±誤差率) }

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月